

厚生労働大臣の定める掲示事項

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

○入院基本料について

HCU病棟は、入院患者数15人の一般病棟で、ハイケアユニット入院医療管理料1を算定しております。

当病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時 間 帯	1人当たりの受け持ち患者数	
	看護職員	
朝8時30分から夕方17時15分まで	4人以内	
夕方16時30分から朝9時30分まで	4人以内	

3A・3B病棟は、入院患者数48人の一般病棟で、急性期一般入院料2を算定しております。当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と1人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

また、当院では看護補助者を活用し、3A・3B病棟では急性期看護補助体制加算25対1と夜間急性期看護補助体制加算100対1を届出しています。※看護補助者に関して、日曜日は配置していない。

時 間 帯	1人当たりの受け持ち患者数	
	看護職員	看護補助者
朝8時30分から夕方17時15分まで	7人以内	48人以内
夕方16時30分から朝9時30分まで	16人以内	48人以内

4A病棟は、入院患者数45人の一般病棟で、急性期一般入院料2を算定しております。当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と1人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

また、当院では看護補助者を活用し、4A病棟では急性期看護補助体制加算25対1と夜間急性期看護補助体制加算100対1を届出しています。※看護補助者に関して、日曜日は配置していない。

時 間 帯	1人当たりの受け持ち患者数	
	看護職員	看護補助者
朝8時30分から夕方17時15分まで	8人以内	45人以内
夕方16時30分から朝9時30分まで	16人以内	45人以内

4 B病棟は、入院患者数47人の一般病棟で、急性期一般入院料2を算定しております。
 当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と1人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 また、当院では看護補助者を活用し、4 B病棟では急性期看護補助体制加算25対1と夜間急性期看護補助体制加算100対1を届出しています。※看護補助者に関して、日曜日は配置していません。

時間帯	1人当たりの受け持ち患者数	
	看護職員	看護補助者
朝8時30分から夕方17時15分まで	7人以内	47人以内
夕方16時30分から朝9時30分まで	16人以内	47人以内

○入院時食事療養について

当病院は、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

70歳未満の方

区分		標準負担額	
一般（住民税課税世帯）		1食490円	
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食230円
		91日以上	1食180円

70歳以上の方

区分		標準負担額	
一般（住民税課税世帯）		1食490円	
住民税非課税世帯 （低所得者Ⅱ）	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食230円
		91日以上	1食180円
住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）		1食110円	

○診療明細について

※別に掲示しています。

○DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”となっております。

※ 医療機関別係数1.4520（基礎係数1.0451＋機能評価係数Ⅰ0.3396＋機能評価係数Ⅱ0.0568＋激変緩和係数0.0000）

○関東信越厚生局茨城事務所への届出事項について

※別に掲示しています。

○特定療養費等について

1. 特別の療養環境の提供（室料差額料金について）

当院の1日にかかる室料差額料金は、下記のとおりです。（消費税込み）

区分	室料差額（税込）	病室	備考
個室A	8,800円	3階（317） 4階（436）	トイレ・シャワー付き
個室B	6,600円	3階（308・311～314・ 316・328・331・ 333～336） 4階（428・431・433～ 435）	トイレ付き

※病状により、個室入室を医師が指示した場合は徴収しないこともあります。

2. 保険外負担に関する事項

別に掲示しています。

○入院料の自己負担について

長期入院（180日を超える場合）、健康保険での会計が一部認められなくなり、入院料の一部（1日につき1,200円）を自費会計として頂く事があります。

○医療安全管理者等による相談

当院では、医療安全管理者等による相談および支援を受けることができます。

詳しくは、患者相談窓口へおたずねください。

2026年1月1日
地方独立行政法人 茨城県西部医療機構
茨城県西部メディカルセンター 病院長